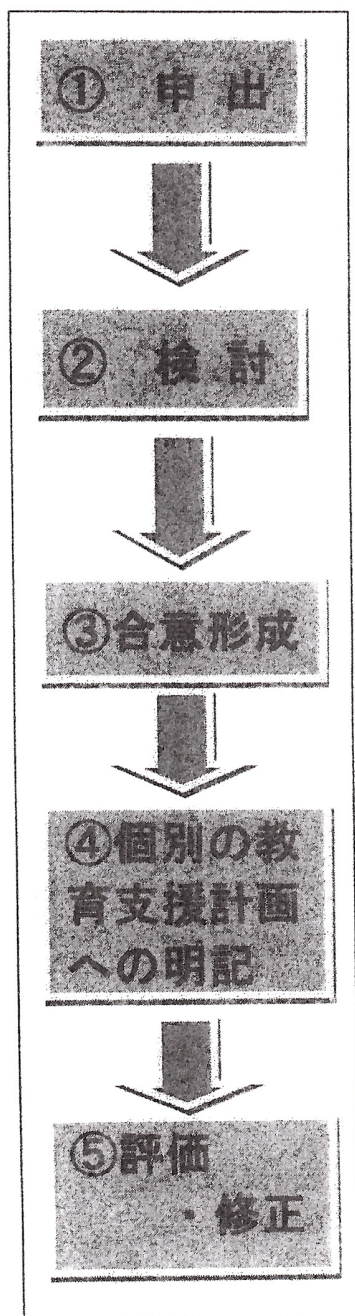


4 合理的配慮提供までの流れ



①障害者差別解消法においては、合理的配慮の提供について、本人や保護者からの申出（意思の表明）が前提となっています。

②「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」については、一律の基準はなく、学校の設置者及び学校が、体制面・財政面等を勘案しながら、代替案を含めて、個別に検討します。

③合理的配慮の決定については、本人・保護者へ情報提供を図りつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定していきます。

④決定された合理的配慮については、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用していきます。
また、移行時においては、学校間等の情報の引継ぎを保護者の同意を得つついねいに行い、途切れることのない支援を提供します。

⑤十分な教育を受けるために提供できているかという観点から、校内委員会等を活用しつつ定期的に評価し、必要に応じて見直し、修正していきます。